

# 議案議決結果

## 市長提出

### 1月臨時会

議第 1号 契約締結の件（古渡団地1号棟建築主体工事） 1月30日 可決

### 3月定例会

承第 1号 専決処分の承認を求める件 3月1日 承認  
（平成13年度山梨県都留市一般会計補正予算「第5号」）

議第 2号 都留市個人情報保護条例制定の件 3月20日 可決

議第 3号 公益法人等への都留市職員の派遣等に関する条例制定の件 3月20日 可決

議第 4号 都留市立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害  
補償に関する条例制定の件 3月20日 可決

議第 5号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例制定の件 3月20日 可決

議第 6号 都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件 3月20日 可決

議第 7号 都留市職員の育児休業等に関する条例中改正の件 3月20日 可決

議第 8号 都留文科大学非常勤講師等に支給する報酬及び費用弁償等に関する条  
例中改正の件 3月20日 可決

議第 9号 都留市職員の退職手当に関する条例中改正の件 3月20日 可決

議第10号 都留市博物館条例中改正の件 3月20日 可決

議第11号 都留市在宅介護支援センター条例中改正の件 3月20日 可決

議第12号 都留市住宅新築資金等貸付条例中改正の件 3月20日 可決

議第13号 都留市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正の件 3月20日 可決

議第14号 都留市環境審議会条例中改正の件 3月20日 可決

議第15号 都留市温泉施設条例中改正の件 3月20日 可決

議第16号 都留市火災予防条例中改正の件 3月20日 可決

議第17号 山梨県東部広域連合規約中変更の件 3月20日 可決

議第18号 財産の取得の件 3月20日 可決

議第19号 市道の路線の認定の件 3月20日 認定

議第20号 平成14年度山梨県都留市一般会計予算 3月20日 可決

議第21号 平成14年度山梨県都留市都留文科大学特別会計予算 3月20日 可決

議第22号 平成14年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計予算 3月20日 可決



議第23号	平成14年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計予算	3月20日	可決
議第24号	平成14年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月20日	可決
議第25号	平成14年度山梨県都留市老人保健特別会計予算	3月20日	可決
議第26号	平成14年度山梨県都留市下水道事業特別会計予算	3月20日	可決
議第27号	平成14年度山梨県都留市温泉事業特別会計予算	3月20日	可決
議第28号	平成14年度山梨県都留市介護保険事業特別会計予算	3月20日	可決
議第29号	平成14年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計予算	3月20日	可決
議第30号	平成14年度山梨県都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月20日	可決
議第31号	平成14年度山梨県都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月20日	可決
議第32号	平成14年度山梨県都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月20日	可決
議第33号	平成14年度山梨県都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月20日	可決
議第34号	平成14年度山梨県都留市盛里財産区特別会計予算	3月20日	可決
議第35号	平成14年度都留市水道事業会計予算	3月20日	可決
議第36号	平成14年度都留市病院事業会計予算	3月20日	可決
議第37号	平成13年度山梨県都留市一般会計補正予算(第7号)	3月20日	可決
議第38号	平成13年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第2号)	3月20日	可決
議第39号	平成13年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	3月20日	可決
議第40号	平成13年度山梨県都留市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	3月20日	可決
議第41号	平成13年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	3月20日	可決
議第42号	平成13年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計補正予算 (第1号)	3月20日	可決
議第43号	収入役の選任について同意を求める件	3月20日	同意
議第44号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	3月20日	同意
議第45号	監査委員の選任について同意を求める件	3月20日	同意
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	3月20日	同意

## 議 員 提 出

議員提出意見書案第1号	小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書	3月20日	可決
議員提出意見書案第2号	ペイオフ解禁の再延期を求める意見書	3月20日	可決



# 一般質問

三月七日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



山本 日出夫 議員  
奥 秋 くに子 議員  
国 田 正 己 議員  
志 村 弘 議員  
小 林 義 孝 議員

## 雇用対策とワーキングシェアリング型雇用対策について

**問** 昨今、我が国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面しております。総務省調査によりすると、昨年十二年度の完全失業率は過去最悪の五・六％を記録し、有効求人倍率も〇・五一倍と六ヶ月連続で悪化しております。

また、十三年度の年間平均失業率も五％を越える状況となっております。こうした雇用状況は、今後の企業の倒産やリストラ等の趨勢を考えれば、今後一層の厳しさを増すことも予想されています。

政府においては、構造改革に伴う経済の「痛み」に対して、十三年度補正予算や十四年度予算に基づく景気対応型構造改革や緊急雇用対策などによって、懸命の対応を行っているところであり、本年三月一日の発表した労働力調査によると一月の完全失業率は、前月より〇・三ポイント減少し五・三％となり昨年二月以来十一ヶ月ぶりに低下しましたが、まだ水準が高く失業者は、三百四十四万人といわれております。職業紹介の充実や失業給付・雇用訓練期間の延長あるいは職業訓練の強化・充実等の従来型の雇用対策のみでは、こうした厳しい事態への対応は困難であると思います。新しい発想に立った対策・対応が不可欠

と考えます。  
こうした状況の中で、最近、ワーキングシェアリングが注目を浴びております。

ワーキングシェアリングとは一人当りの労働時間を短縮して、仕事を分かち合う雇用政策でありまして、すでに欧州においては広く実施されており、雇用の確保や失業者対策に一定の成果をあげているといわれております。

最近、我が国においても、この制度の導入に向けて、政府と労働組合と経営者団体の三者による「政労使検討会議」が設置され協議がされたと聞いており多様な選択肢をもった二十一世紀型の新しい社会の形成に寄与する可能性をもっていると考えます。

そこで、次の二点についてお伺いします。

一、政府は、雇用対策費として新たな「緊急地域雇用創出特別交付金」として三千五百億円が予算化され、山梨県では三十七億円が国から交付金が予定されていると聞いております。地方における創意工夫によって新たな雇用が創出されることを期待されております。都留市として、この「緊急地域雇用創出特別交付金」に対して、どのように活用されるのか、その取り組みについて、また、雇用創出効果についてお尋ねいたします。

二、ワーキングシェアリングは、克服しなければならぬ様々な課題

がありますが、なによりも失業者増加に歯止めを掛け、新しい雇用を増やす端緒ともなる可能性をもっているとおもわれます。

先ほど申し述べた仕事を分かち合う「ワーキングシェアリング」の導入について都留市役所としてどのような考えがあるのか市長の見解をお伺いいたします。

**答** 我が国経済は、円安、株安、債券安、金融機関の破綻、上昇する失業率など、デフレスパイラルの傾向にあり、かつて経験したことがない厳しい状況下におかれております。県内の景気動向を見ても、個人消費は横ばいで推移しているものの、景気動向に大きな影響を与える設備投資はIT関連の企業を中心に低い水準で推移しており、このことが雇用や所得に大きな陰を落としています。

特に、昨年末の失業率は全国で五・六％に達し、県内においても本年一月末の失業率は三・三％、有効求人倍率〇・八〇と依然厳しい状態にあることは議員ご指摘の通りであります。

現下の厳しい雇用情勢を受け、地方公共団体が地域のニーズを踏まえて独自に創意工夫を凝らした事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用の創出を図る目的で「緊急地域雇用創出特別交付金」が創設され、これを受け県において「緊急地域雇用創出特別基金」三十七億円が造成されております。

都留市では、緊急地域雇用創出特別基金事業として、平成十三年度においては市立図書館地域資料等電子化事業と観光施設等整備事業の二事業が採択されそれぞれ事業を進めております。

この事業での雇用につきましては、市立図書館が延べ人員で千七百七十人、観光施設で延べ人員二百二十名の雇用が予定されております。

更に、平成十四年度事業につきましては、市立図書館地域資料等電子化事業で雇用予定延べ人員三百四十八人、備品管理システム導入に伴うデータ入力事業で雇用予定延べ人員四百四十人、松くい虫枯損木緊急除去事業で雇用予定延べ人員四百四十人の三事業が採択の予定となっております。

次に、ワーキングシェアリングについてであります。

ワーキングシェアリングは、労働時間の短縮、残業時間の削減、休日の増加等によって総量の決まった仕事をできるだけ多くの人に分かち合おうとする政策手段であり、現在ドイツ、フランス、オランダなどのヨーロッパの一部で導入されており、他の政策手段と複合的に実施することで、その実効性を発揮するものとされております。

例えばオランダでは、フルタイム従業員の時短と共に労働時間差の差別を禁止する法律などの導入でパートタイム労働の促進を図りワーキングシェアリングを実施し、雇用の増大を図っております。



一方、国内の自治体におきましても、大阪府や秋田県において職員時間外勤務を削減し、新たな雇用を創出するワークシェアリングの取り組みが報じられています。このワークシェアリングの導入に関しては、現段階では様々な課題があり、それらの解決が必要だと考えておりますが、雇用対策に効果が期待できるものでありますので、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、ワークシェアリングと共に注目されるアウトソーシングにつきましても、民間活力の導入の効果と雇用機会の増加につながるものでありますので、様々な分野での導入に努めてまいります。

## 文化芸術新世紀 アーツプランについて

**問** 二十一世紀の日本を世界に誇れる文化芸術大国にと、

公明党が政党として、初めて本格的な文化芸術政策を発表して以来、文化芸術振興基本法の制定をはじめ、日本の文化芸術振興政策が大きく前進しつつあります。我が党の政策提言を受けて創設される「新世紀アーツプラン」は、文化庁が舞台芸術団体に限って公演などの経費を支援している、現行の「アーツプラン21（芸術創造推進事業）」を見直し、その規模を質量とも大幅に拡充した「新世紀アーツ

プラン」であり二〇〇二年度予算案に約百九十三億円が盛り込まれています。新世紀アーツプランには大きな三本の柱があります。その中に、本物に触れる機会を提供し、文化芸術に関心を高め、豊かな感受性を育む「子供の文化芸術体験活動の推進」が一つの柱となっております。

子供達が多くの感動的な体験を得ることは、豊かな感受性を育むうえで欠かせません、子供達が本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加できるようにするため、次の三つの事業が行われることとなっております。

一つは、本物の舞台芸術に触れる機会の確保、二つには、学校の文化活動の推進、三つには、文化体験プログラム支援事業であり約三十九億円が見込まれております。当市における子供の文化芸術に対する現行の取り組みについて、また、新しい「新世紀アーツプラン」の三つの支援事業に対してどのような取り組みを考えておられるのかお伺い致します。

**答** 豊かな人間性の育成には、心にゆとりと潤いをもたらす優れた芸術文化に触れることが、有効かつ必要な教育方法の一つであり、子どもたちの文化活動の振興は教育改革の観点からも、中・長期的な文化の振興の観点からも大変重要であると考えております。

このたび、文化を愛し、文化の香りに満ちた新世紀日本の建設を

テーマとし、芸術創造特別支援、新進芸術家養成、子どもの文化芸術体験活動推進の三項目を柱とした「新世紀アーツプラン」が創設をされました。

本市におきましては、従前より芸術文化に関する事業を取り入れ、子どもたちに鑑賞の機会を提供してまいりました。現在は、小・中学校交代で、毎年うぐいすホール

におきまして、演劇鑑賞会を開催しており、本年度は、中学校が、芥川龍之介作「杜子春」の舞台演劇鑑賞を実施しております。さらに、毎年小・中学校合同での親善音楽会をうぐいすホールで開催をいたしております。その他にも、ミュージアム都留の夏休み子ども企画展、うぐいすホールでのファミリーミュージカル。また、小・中学生を対象とした音楽講座等など、様々な催し物を実施しているところであります。

「新世紀アーツプラン」の柱の一つで有ります「子どもの文化芸術体験活動の推進」につきまして、議員ご指摘のとおり、三つの事業が盛り込まれております。

まず、第一点目の、本物の舞台芸術に触れる機会の確保につきましては、学校の体育館や文化ホールなどで、優れた舞台芸術、伝統芸能など、本物に触れる機会を提供することとされ、全国で三百九十五公演が計画をされております。第二点目の、学校の文化活動の

活動を推進するため、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者などを出身地域の学校に派遣し、その技を披露していただく、文化活動の素晴らしさや地域の誇りを語っていただき、子どもたちの芸術への関心を高めるために全国で千七百六十五名の派遣が予定をされております。

第三点目の、文化体験プログラム支援事業につきましては、子どもたちが気軽にいろいろな文化に触れる機会をつくるため、各自治体が年間を通し、文化と触れ合い体験するプログラムを作成・実施する施策を、モデル事業として支援することとし、全国六十地域での計画となっております。

このうち、第一点目につきましては、各学校単位の開催であり、会場はその学校の体育館で、日程もある範囲が決められておりまして、希望校が多い場合には抽選となります。十四年度は取り組める学校がありませんが、次年度に向けて各学校と協議してまいりたいと考えております。第二点目と第三点目に関しては、事業概要が公表され次第、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。いづれにいたしましても、子どもたちが多くの感動体験を得ることは、豊かな感受性を育む上で欠かせないものであり、子どもたちに、より多くの芸術文化に触れる機会の提供に、なお一層努めてまいりたいと考えております。

## 二〇〇二年度社会 実験試行について

**問**

さる三月一日定例市議会初日の市長所信の中で、市内全域を博物館として位置づけ、「ミュージアム都留」を拠点に、各文化施設と地域の自然・文化・歴史を有機的に連携させることにより、市民はもろろん来訪者も、散策しながら学習体験できる地域づくりを目指した「まるごと博物館つる」事業を推進しているところであり、本年度は、推進事業計画策定に向け、市内の文化財や文化施設、自然などを調査検討するとしております。奇遇といえますか、国土交通省が一日、自治体や民間非営利団体（NPO）などが主体となる、道路や交通関連のまちづくり事業を試行する「二〇〇二年度社会実験」の実施地域を公募すると発表しました。社会実験は、地域ぐるみで実施する渋滞解消や中心市街地の活性化につながるユニークな道路、交通関連事業について国が費用を負担してその効果や課題を探るとしており、期間を限って試行し効果がなければ事業の断念や見直しを行うことで、無駄なコストを省くこととなっておりますが、市長構想の「まるごと博物館つる」事業に、このまちづくり事業を活用され、財政負担の軽減を計るべきであると考えます。

都留市としてはどのような考え



をもっておられるのか、市長の考えをお伺いいたします。

**答** 「まるごと博物館つる」推進事業は、本市の自然や風土また特色ある歴史・伝統・文化などに触れながら学ぶことができるといった環境の整備を行い、生涯学習の場として完全学校週五日制の受け皿として、さらに来訪者の観光資源として活用していこうとするものであります。

計画の概要につきましては、市内を六つの地区に分け、谷村地区は「城下町周遊ゾーン」、三吉・開地区は「和みの里散策ゾーン」、東桂地区は「水辺に親しむゾーン」、宝地区は「自然とふれあうゾーン」、宝地区は「今昔体験ゾーン」、盛里地区は「伝説探訪ゾーン」として設定し、市指定文化財をはじめ、それに準ずる樹木、町並み、河川、民話・逸話の残されている場所、動植物などが見られるポイントなどの見所や、散策のための推奨ルートを紹介していくものであります。

さらに、「まるごと博物館つる」事業の一環として、各地域の特色ある歴史や自然などを生かした、「歴史回廊」や「自然の径」など、散策路の整備も検討してまいりたいと考えております。

このような中で、議員ご指摘の「社会実験実施地域の公募」につきましては、地域づくりや渋滞対策など道路に関する新しい施策について、場所と期間を限定して試

行・実験し、地域の方々に参加していただきながら、施策を本格導入するかどうかの判断材料を得る事業であり、平成十三年度における全国の社会実験実施状況は、周遊バスによるパークアンドバスライド、携帯電話により地図・観光施設情報を提供する徒歩観光の支援、道路空間を利用した自転車専用レーンの設置や共同荷捌き場所の設置などの取り組みがされております。

今後は、こうした国の事業を「まるごと博物館」推進事業として有効に取り込むことができるかどうか十分に調査・検討してまいりたいと考えております。

### 交通安全施設の整備について

**問** 田舎の道は、歩道と車道の区別がありません。ウエルネスアクションつるを掲げる都留市は健康管理の上で、最近特にウォーキングをしている人が増えています。

幅員のない田舎の市道で子供の登下校、高齢者の歩行に車の危険性を感じることがしばしばあります。県道などには、歩道があり交通標識が多く見られますが、市道にも、安心して歩行のできる様に統一した標識設置や、カーブ等には車の減速システムと危険を車に知



らせるカーブミラーや信号等を取り付けて、交通事故防止に一層の啓蒙をお願い致します。

**答** 経済の進展にともない、日本の車社会は飛躍的に発展し、私たちの生活環境に多くの利便性をもたらしましたが、その反面で悲惨な交通事故の増加を生み出してあります。こうした現実を直視し、一人ひとりが交通社会人としての責任を自覚しつつ、正しい交通ルールを身につけるとともに、常に交通弱者への「思いやり

の気持ち」を持って運転に心がけるよう日々努力していく必要があります。

この対策として本市では、交通事故の撲滅を目指し交通安全施設の整備を進めるとともに、関係団体の協力を得て、様々な啓発啓蒙

活動に取り組んでいるところであります。

交通安全施設の整備につきましては、歩行者の安全確保を図るための注意看板やカーブミラーを設置し、また、狭隘な道路については水路改修による歩道の確保、さらに転落防止のためのガードレールや夜間交差点箇所を知らせる自発光式交差点標識の設置など、事故防止対策を実施しております。

なお、信号機や横断歩道、また規制・注意等を喚起する交通標識につきましては、道路交通法に基づき県公安委員会により設置されるものであり、地域の皆様や学校、また、交通安全協会からの要請を受けまして、設置要望を行っていらっしゃる所です。今年度につきましては田野倉地区の国道一箇所、開地・上谷地区の国道二箇所へそれぞれ設置されております。

啓発啓蒙活動事業といたしましては、子供やお年寄りの交通事故防止のため、幼稚園や保育所、小中学校さらに各地区の老人クラブを対象に、交通安全教室を開催し交通安全教育の普及を図る一方、飲食店組合の協力を得て「酔払い運転の撲滅運動」の実施、交通安全協会等関係機関の協力の下に交通安全パレードの開催、年間を通して各期に交通安全運動等を実施してまいります。

このような関係機関や団体それらに市民の協力による取り組みの成果として、先月、平成十三年度山

梨県飲酒運転絶滅作戦優良市町村として、県交通対策推進協議会から表彰されたところであります。

交通事故防止対策の取り組みにつきましては、今後とも県や警察署それに交通安全協会や各種団体と市民との連携と協力の下に、歩行者に優しい施設整備を図るとともに、交通安全に関する普及啓発活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

### ファミリーサポートセンターの設立を

**問** ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けた人と、行いたい人が会員になり、育児や介護について助け合う会員組織です。

ファミリーサポートセンターの設立運営は、市区町村が行いますが、これらには、それぞれ都道府県によるサポート、厚生労働省によるサポート、女性労働協会によるサポート等がそれぞれ付加された条件により設置、促進を支援しています。

事業の目的として、労働者の仕事と育児または介護との両立支援および児童の福祉の向上を目的としています。

事業の内容として、ファミリーサポートセンターは子供を預かりたい方を協力会員とし、預けたい方を依頼会員としてつくられる会



員組織ですが、また、協力会員であったり、依頼会員であったりする場合も両方会員といえます。

介護の相互援助会員も同じで、遠くに住んでいる労働者に代わって近くの協力会員が高齢者への日々の掃除や洗濯等、訪問による安否確認を行う等で、介護保険制度による手の届かない面への援助を行います。

一例を挙げると、東京と大阪で離れて暮らす家族が新幹線で往復し、自ら老人の介護をしておりますが費用の面で大変なので地域のサポートセンターを利用することになったといえます。その代わりに近くの協力会員として登録しました。

また、育児の面では子供の軽度の病気で保育園へ預けられないとき、保育・施設の保育開始前や終了後、また残業などで定時に帰宅できないとき冠婚葬祭やほかの子供の学校行事の際、または学校の放課後や学童保育終了後一時的に子供を預かってもらうことなどファミリーサポートセンターに登録した協力会員と依頼会員が一定の賃金を元にセンターが双方の希望にあった会員同士の組合せを紹介いたします。

また、センターでは万一の事故に備えて財団法人女性労働協会を契約者とするファミリーサポートセンター保証保険に一括して加入する制度になっています。ちなみに甲府市・富士吉田市共に利用料

金一時間七百年を依頼会員が協力会員に直接支払ます。

以上申し上げました様に、これらの少子高齢化社会の育児と介護の問題は、女性の職場と家庭の両立支援の面からいってもファミリーサポートセンターの必要性を強く感じます。

しかし、センターを設置できるのは人口五十万人以上の市町村または民法第三十四条の規定により設置された公益法人となっており、設置経費負担は国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一です。

現在、山梨県は甲府市と富士吉田市がセンターを設立し運営を行っています。ちなみに、富士吉田市で協力会員九十名、依頼会員百三十三名、両方会員で三十二名です。都留市からも問い合わせが多く寄せられているとのこと。

先日の新聞に報じられていました、甲府市のファミリーサポートセンターは発足して三年目を迎え、毎年利用者が増えて、本年度は、昨年度の一・三倍以上の増加という事です。富士吉田市も開設して三年以上経って居り利用者は年毎に増えています。

昨今、合併問題も大きく浮上している中、本市に於いても広域による、近隣市町村との連携の基に人口確保をもって、市当局に公益法人を設置してファミリーサポートセンターの設立ができるように強く要望いたします。

**答** 今日、わが国においては、核家族化の進展などにより、かつての伝統的な家庭や地域における相互機能は弱体化し、社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、市民生活の安心と幸せを実現するためには、地域住民として相互のつながりを強め、思いやりを持つて支え合い、助け合うという「共生・協働のまちづくり」の精神が育まれ活かされる必要があります。

こうした社会情勢の中で、本市におきましては、延長保育や市内二カ所での学童保育等を実施しているところであり、さらに二十一世紀の都留市を担う子供達が、健康やかに育っていくための指針となる子育て支援計画（エンゼルプラン）の策定に入っているところでもあります。

また、介護保険で自立と判定された高齢者への支援として、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないよう、デイサービス、ホームヘルパーの派遣など、必要な福祉サービスを提供する「介護予防・生活支援事業」等を実施しているところであります。

ご質問のファミリーサポートセンター事業の目的につきましては、労働者の仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児または高齢者等に対する軽易な介護等の援助を受けたい人と、援助を

行いたい人が、それぞれ会員となつて育児又は介護を相互に助け合うための事業であります。

これは、国の「仕事と家庭両立支援特別援助事業」を受けて山梨県がファミリーサポートセンター支援事業費の補助をするもので、この事業の導入条件としては、議員ご指摘のとおり、人口五十万人以上の市町村が前提となっており、その要件を満たす方法として、民法第三十四条の公益法人を事業主体とする中で、複数市町村での共同実施も可能でありますので、今後他市町村の意向を確認し、広域的な観点から検討するとともに、子育て支援計画（エンゼルプラン）策定の中でも論議してまいりたいと考えております。

宝バイパスの早期完成に向けての前向きな答弁をお願いいたします。

**答** 県道高畑谷村停車場線は、宝地域内の集落を縦貫する県道であり、これまで改良を重ねてきたものの、抜本的な改良が困難であったことから、平成七年から通称「宝バイパス」の建設事業をスタートさせ、用地買収や工事を進めてきたところであります。

このバイパスは、兵海戸入り口から大幡川沿いを通り、都留市立病院付近において現在の県道と合流する全長三・四キロメートルのバイパスであります。

現在、兵海戸から大群橋までの区間につきましては、一部の筆界未定地を除くとほぼ用地買収が完了し、兵海戸付近におきましては工事に着手している状況であります。

### 宝バイパスの進捗状況と今後の見通しについて

**問** このバイパス計画は、関係各位の皆様のご協力により、大幡地区の一部が拡幅改良され供用開始されました。現在も引き続き引いて、バイパス用地の交渉中と伺っております。今年の十一月には、奥丸太地区のごみ焼却場の建設が完成し、十二月一日より稼働になると、宝地区道路の車の通行量は、ますます増加します。

宝地区住民の皆様は、緊急課題でありますので、市当局におかれましては、再度関係当局に強く働きかけていただきたいと願うものがあります。

また、昨年末には、金井地域から都留市立病院付近までの予定ルートも公表され、平成十四年度には付近の測量を実施する予定であります。

この県道につきましては、初狩地内において現在工事を進めている国道二十号へのアクセス工事が完了しますと、利便性が大幅に向上することから交通量の増加が見込まれております。

今後とも地元の皆様を始め、関係者のご協力をいたたく中で、事



業主体である山梨県に対し、早期完成に向け積極的に取り組んでいただきますよう強く要請してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

## 徘徊高齢者家族支援サービス事業について

**問** この高齢者の痴ほう性徘徊者の探索サービスシステムは、私が十二年三月議会で研究していくように提案したところであり、私がこの徘徊高齢者家族支援サービス事業が実現し、その家族の皆さんが安心して介護できる環境を整備することは、事故防止の面からも家族の皆さんには、力強い支援になると思います。

具体的な方法を知らせていただきますかと思ひます。

**答** 近年、急速な高齢化が進展する中で、高齢者の徘徊が大きな社会問題化し、介護している家族の精神的な負担は非常に大きく、このため新年度から、痴呆性高齢者が徘徊した場合、早期に見てできるシステムを導入してまいります。

このシステムは、徘徊老人にGPS端末（位置探査システム）を携帯してもらうことで、その居場所を約二十メートルの範囲内に絞り込みができるというものであります。このシステムの活用方法は、インターネットの環境が整備され

たパソコンがあれば、パスワードを入力することにより、ホームページから居場所の検索を行い、どこからでも居場所の特定が可能です。基本的には福祉事務所等のパソコンで対応してまいります。利用者がパソコンを持っている場合には、個人でも検索が可能となります。

また、万一の場合に備え、消防署などとも連携をとり、万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

現在、都留市には十名程度の徘徊高齢者がおりますが、今後、在宅介護支援センター等で徘徊高齢者に対する家族からの相談を受け付け、対象者の実態確認を行い、端末機の貸し出しを行う予定であります。

この事業実施により、徘徊高齢者の居場所をいち早く確認することができ、事故を未然に防止するとともに、家族が安心して介護できる環境が整うものと考えております。

## 大幡地区の残土埋め立てについて

**問** 私は、過日、この造成工事を見ましたけれども、このような工事をするときには、それなりの手続きが必要だと思ひますが、この造成工事に関し当市の条

例に基づいて、どのような行政指導が行われたのか聞かせていただきたいと思ひます。



例に基づいて、どのような行政指導が行われたのか聞かせていただきたいと思ひます。

**答** 都留市におきましては、平成十二年六月一日から、五百平方メートル以上の面積の土地または五百立方メートルを超える土砂の埋め立て等を行う場合は「都留市土砂等に関する土地の埋め立て等の規制に関する条例」に基づき、土地埋め立ての許可取得を義務づけ、施行主に対して指導を行つているところであります。

ご質問の大幡字御機前線の埋め立て地につきましては、現地を調査したところ、市条例に定めた五百平方メートルを超えた面積の埋め立てであったため、早速、施行主に工事の中止を命令するとともに許可申請書の提出を指導いたしました。その後、施行主より許可

申請書が提出され、現在、審査中であります。今後は、安全対策及び防災対策等について基準を満たすよう、強く指導してまいりる考えであります。

## 里山の環境整備について

**問** 私は、今迄二度あるいは、三度に亘り私達を取り巻く環境、特に里山である長安寺山・天神山・白木山の樹木は勿論、動植物の保護と育成について質問し、その対策を求めて来ましたが、その間一時植物の調査をし、その結果を私に示してくれました。

私の要請の殆どは無視され十年近く経って来ましたが、依然として春を告げる鶯の声はなく初夏になつて訪れる郭公も時鳥も絶えてその鳴き声も聞かれません。

確かに春になると木々は一斉に芽吹き下草も青々として来ますが鶯も郭公も時鳥も住まず聞こえるのは何時もの鳥と雀だけです。

ただ、その鳥も雀も居なくなりました。都会へでも行つたような気がします。

市長は初日の市長説明の中に都留文科大学の新図書館建設構想の中に二十五ページ、上から八行目から十一行目に亘つて大学図書館の周囲について述べて居ります野鳥始め蝶やトンボ・メダカなどの

生き物と触れ合うことと述べて居ります。その事は悪いとはいへませんが何故そこだけに拘るのか周囲の山々が演習場として実験場としてある事を充分にわきまえて、考えを新たにしたいと思ひます。

最近、聞くところによれば市内の寺院にそれぞれ特徴のある樹木を植え訪れる方の目を楽しませなくなった方の霊を慰める意味合いに於いても真に立派な案だと思ひます。それが又やがて市の観光の名所ともなればさらにこの案の重みが出てまいります。

昨年の秋、私は友人と湖東三山と水源寺の紅葉見物に行きました。

湖東とはご承知と思ひますが琵琶湖の東の事です。この四つの寺の紅葉の見事さはまさに燃えるような美しさで古い建物とマッチして良く人の言う極楽浄土とはこの様な美しさをいうことではないかと思ひ中々立ち去る事が出来ませんでした。

その時、友人は「志村この楓は計画的に植えたものだな」と再三に亘つて私に言いましたが、その時は美しさに見とれてさほど感じなく返事をしませんでした。今になって考えると寺院の管理者が訪れる宗徒の目を楽しませるために故人の霊を慰めるために宮々として百年、二百年或るは三百年と楓を植え続けよく管理した結果が多くの観光客を呼び寄せる事になつ



たのではないかと思います。

当時の方が観光のためと思って植えたものではないと思います。

当日はウィークデーでしたが見物客は引きも切らず次から次へと湧いて来る様な人込みでした。

市の構想は立派なものです。楓を植えつつは或いは牡丹を植えるとか各寺院がその想いをこらしていると思いますが是非実現して貰いたいものです。だがその後の管理が一番問題です。

市は、管理は寺院がすると言っていると思いますが檀徒は高齢化しております。あとの面倒見も市がやらなければこの案は成功しません。管理が一番大事だと市は考える中で各寺院との話し合いを進めて下さい。

市長が市から産出する梅からワインを千本造り好評のうちに完売し、次は本数を増やしたいと言っております。今までは梅を植えるのを奨励しながら販売面がなかったのが梅の産地としての定着がなかったのです。

もう二十年も或いはもっと先になるかも知れませんが、市では毎年の様に梅の苗木を無料で配っていました。当時、担当の職員が今年で配りきると都留市内の畑が梅の木で全部うまる事になりますと笑いながら話をしたと記憶があります。市内の畑全部と云う計算ですが市内の梅の産地は昔から二、三箇所に止まったままです。これを見ても地域に立派な指導

者と管理をする人の必要性はつきりしてきます。梅の苗木を植え

都留市を梅の産地にしようとする一環の中で黄色の表紙で示した立派な本を市が出した事があります。なかなか、内容も良く私も興味深く二、三度読んで記憶があり外国産の梅には決して負けないと迄書いてあります。見つけて読んでください。

何年前か、成人式の折、記念として成人者全員が城山につつじを植えた事がありました。今、城山につつじの花がさいているという事を聞きません。一時の思いつきで、また、管理する人が居ないためだと思えます。

鍛冶屋坂トンネルの上にある大室神社の桜は毎年見事に咲いております。これは戦後、当時の上天神町の青年団の皆さんが植えたも



長 安 寺 山

ので十年、二十年続けて管理をしてきた結果であります。結局は、人はその結果を思いながらも充分な管理が出来ず計画倒れになってしまふことを私は云いたかったのです。都留市は昔も今も多くの観光客を招くものがあります。せめて市民が楽しみ一日を過ごす場所を必要としております。

今回、市が各寺院に対して希望する苗木をお金を出すだけでなく管理も市が寺院と共に協同して作業を続ける事を強く求めるものがあります。

私は色々例外を挙げて述べましたが毎日見慣れて、長案寺山・天神山・白木山に再び春の鶯、初夏の郭公と時鳥を呼び戻す手段を考え実行に移すことを強く要請します。

**答** 市内の環境緑化につきましては、これまで自治会などの自主的な植栽・管理活動や、市内小中学校をはじめとする各公共施設に、県より苗木の交付を受けながら植樹するとともに、市制祭

において市の花である梅の苗木を市民の皆様様に配布し育てていただくなど、長年緑化活動と啓蒙を図ってまいりました。

古くから郡内地域の政治・経済・文化の中心として栄えてまいりました、本市には、市内各所に多くの寺院があり、その数は他に類をみないものであり、寺の町として本市の特色ともなっており、地域住民のコミュニティ施設とし

て、また憩いの場として利用されております。

今般、都留市仏教会のご理解を得る中で、寺院に自由に選んでいただいた樹木や花木等を植栽し育てていただくことにより、特色ある寺院となり四季折々の情緒あふれる市民の憩いの場として、より一層充実するとともに将来的には観光名所として本市への訪問者を増やすことができると考えております。

このような状況を創り出すためには、地域の皆さんが、地域づくりは自らの手で行うという原点に立って、長い年月、親しみと愛情を持って管理し、育てることが何よりも必要ではないかと考えております。

近年、実施されております例といたしまして、菅野川沿いの桜の里親・宝の山の木守人事業によるもみじ・城山での桜やもみじ・梁山公園へのアジサイ、萩・菅野自治会での三世代によるもみじ、アジサイ・法能地区の愛好会による桜・各学校での花木などが、それぞれの団体に植えられ管理されております。

また、まちづくり事業として四日市場自治会により街路樹の管理を行っている事例もありますので、仏教会の皆様方にも同様の方法でお願いをしてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の天神山、白木山などは、まだまだ自然が豊か

で山野草など四季を楽しめると、遊歩道を散策される方々から仄聞しており、地域の皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、小鳥が集まるような実のなる木の植樹を行うなど、里山の自然を大切に守り育てていけるよう環境整備に心がけてまいりたいと考えております。

### 大学図書館建設 について

**問** 心配していましたが大学への志願者数が昨年よりもやや多かつた事を聞き四年制大学といえども少子化の時代を迎え新設の大学の場合は志願者が減少気味で学生募集に苦慮していると聞いておりますが、都留文科大学が公立

大学としてその地位が益々大きな地位となったことはまことに喜ばしい限りであります。さて、大学図書館の建設は懸案事項であり市・議会・大学はもとより学生、市民もその開館を大いに期待しているものであります。文化ホールは幸いにして建設大臣賞を貰いました。これは内容は勿論環境に充分留意したものと思われまふ。市長は新図書館の建設に当たり一点非の打ちどころのない程内容をはじめ環境等多方面に於いて説明されましたが是非とも私共の期待以上の図書館の実現を期待します。

先頃、大阪市大の図書館を訪れ